

漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業

近年、外国由来のものを含む漂着ゴミによる被害が深刻化。
(海岸機能の低下、生態系を含む環境・景観の悪化、漁業への被害)

特に、外国起因のゴミが恒常的に漂着する離島等、被害が甚大な地域では、地元地方公共団体による対応に限界。

「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸
クリーンアップ事業」
(平成 20 年度第 2 次補正
予算額 3 億円)
重点海岸につき、国が緊急的にク
リーンアップ事業を実施し、漂着ゴ
ミを一掃。

海洋の環境保全、優れた
自然の風景地の復元を通じ
て、魅力ある地方の再生。
環境保全・良好な景観の形
成を通じた観光産業等、地域
の活性化。

本事業のフロー

重点海岸の募集(都道府県より募集)

重点海岸の対象

外国由来のゴミが大量に集積している海岸
(複数の都道府県からのゴミが大量に集積している海岸(優先
度は劣る))

重点海岸の選定

(選定基準となる各要件の適合性を総合的に評価し、選定)

漂着ゴミの発生源

回収・処理の困難性

地域経済活性化の必要性と効果

関係者の協力の確保

事業実施後のフォローアップ体制の検討

クリーンアップ事業の実施

事業実施後のフォローアップ(都道府県)

(漂着ゴミの回収・処理に関する体制の確立、及び実施状況の報告)

本事業の重点海岸と併せて、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」のモデル地域としての応募も可能。その場合、モデル調査を本事業後のフォローアップの一環として評価。